規　則

○国家公安委員会規則第八号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第十八条の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年七月五日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

警備員等の検定等に関する規則の一部を改正する規則

警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表二の項の上欄中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、同法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設」に改める。

附　則

この規則は、原子力規制委員会設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。